

再開発事業等調査費等補助金交付要綱

(総則)

第1条 市街地再開発事業等を実施しようとする団体が行う調査等に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語)

第2条 この要綱において、「市街地再開発事業等」とは、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に定める市街地再開発事業、優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日付け建設省住街発第63号）に定める優良建築物等整備事業及び都心居住市街地整備事業制度要綱（平成7年6月22日付け建設省都再発第110号・都区発第55号）に定める地区再開発事業をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、市街地再開発事業等を実施しようとする区域内の土地の所有権等を有する者10人以上で構成する団体（以下「補助対象団体」という。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、市長が適当であると認める市街地再開発事業等に係る調査等であって補助対象団体の合意形成に必要な経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 資金計画を検討するための資料作成に要する経費
- (2) 施設建築物を検討するための設計に要する経費
- (3) 権利者間の権利を調整するために要する経費

(補助金)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を限度とする。

2 前項の補助金は、補助対象団体1団体につき2回を限度として交付する。

(実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、規則第10条に規定する実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し又はこれに代わるもの
- (2) 領収書の写し
- (3) 調査等結果報告書

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。